



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第694号 令和6年4月19日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
192	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
193	同	同
194	同	同
195	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
196	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室
197	包括外部監査契約を締結した件	監査事務局

【監査委員告示】

番号	表題	担当課名
2	包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調った件	

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
4	令和6年クロスボウ講習会の開催日時等を公表する件	

徳島県告示第百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から同年八月十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一 一六三	石部 高史
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店B敷地
所在地 板野郡北島町江尻字川中須二四番地ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一 一六三	石部 高史

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一 一六三	石部 高史
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬

4 変更年月日

令和五年九月七日

二 届出年月日

令和六年四月二日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 縦覧の期間 令和六年四月十九日から同年八月十九日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から同年八月十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社PIKO	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一 一六三	石部 高史
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 龍馬

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店B敷地

所在地 板野郡北島町江尻字川中須二四番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一、〇〇六平方メートル

変更後 一、三四六平方メートル

(二) 駐車場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

五九台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

六七台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

三九平方メートル

変更後

(1) 位置

(2) 縦覧に供する添付書類に示すとおり
面積

(2) 五七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

一五立方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

一二・一二立方メートル

(五) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社PIKO	午前九時	閉店時刻
		午後十時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社PIKO	午前九時	閉店時刻
		午後十時
株式会社ドラッグストアモリ	午前零時	午後十二時

(六) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後十時まで

変更後 荷さばき施設B一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設B二 午前五時から午後十時まで

4 変更年月日

令和六年十二月三日

二 届出年月日

令和六年四月二日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課

2 縦覧の期間 令和六年四月十九日から同年八月十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から同年八月十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原 重治

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店A敷地

所在地 板野郡北島町中村字福神一三番地一ほか

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

(一) 出入口の数

七箇所

(二) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

変更後

(一) 出入口の数

八箇所

(二) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

4 変更年月日

令和六年十二月三日

二 届出年月日

令和六年四月二日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課

2 縦覧の期間 令和六年四月十九日から同年八月十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年四月十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市内原町 桑野土地改良区	令和六年四月二日

徳島県告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道 吉野川公共下水道

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県告示第百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定に基づき包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。
令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算する。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 梶野 正寛
住所 香川県高松市川部町一七六六番地一七
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

徳島県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人梶野正寛との協議が調ったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月十九日

徳島県監査委員

鹿山公弘
大西健康生
大寺健司
同
同
同
同
同
古野司

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 戸田 順也

住所 徳島県徳島市中通町一丁目三三番地

氏名 井関 勝令

住所 徳島県徳島市万代町五丁目五三番地の一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和六年四月八日から令和七年三月三十一日まで

徳島県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

1 開催の日時及び場所

令和6年に開催する現に法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対して行う講習会（以下「講習会」という。）の日時及び場所は、次のとおりとする。

開催日時	開催場所
5月29日（水）午前9時30分	徳島板野警察署
10月23日（水）午前9時30分	美馬警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前9時から午前9時30分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は、行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第20条に規定する講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、3,000円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

(4) その他

受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前9時30分から午後零時30分までとする。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3の2第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。